

障害者地域移行体制強化事業実施要綱

1 目的

新たなサービスへの円滑な移行に向けて、関連する各施策を強化するための各種の事業を、緊急的かつ集中的に実施することにより、地域への移行をより一層推進することを目的とする。

2 事業内容

地域移行のための関係機関のネットワーク強化、グループホーム等への移行のための支援、施設職員による包括的な地域移行支援への助成、地域生活支援の拠点化に関するモデル事業等を行う。

(1) グループホーム・ケアホームへの移行促進事業

ア 事業の目的

アパートや一般住宅等を借り上げてグループホーム・ケアホームを実施するに当たり、借上に伴う初度経費（敷金・礼金）の負担を軽減し、より一層整備を進めることによって障害者が地域で暮らせるための受け皿の整備を行うこと目的とする。

イ 事業の内容

(ア) 事業内容

グループホーム等を実施するに当たり、アパート等の借り上げに伴い、初度に係る敷金・礼金に対し助成を行う。

(イ) 補助単価 入居者1人当たり133千円以内

ウ 実施年度 平成18年度から平成23年度まで

(2) 地域移行支援事業（障害児施設からの家庭復帰を含む）

ア 事業の目的

地域生活を希望する施設入所者が、安定した地域生活への移行ができるよう、当該施設入所者への支援に慣れている職員による包括的な地域移行支援に対して、一定の助成を行うことにより、施設入所者の地域生活への移行を促進することを目的とする。

イ 事業の内容

(ア) 事業内容

入所施設職員の地域移行支援により、施設入所者が地域生活へ移行した場合又は障害児施設入所者が家庭生活へ復帰した場合について、施設からの退所者1人につき当該入所施設に対して助成を行う。

a 対象事業 施設入所支援、療養介護、障害児施設（入所）

b 算定条件 6か月以上の入所を行っている利用者について、地域生活移行へ向けた個別支援計画に基づき、居宅生活（注）への移行支援を行うとともに、地域生活の定着を図るため退所後3か月以上の継続的な支援を行っていること。

注 福祉ホーム又は共同生活援助若しくは共同生活介護を行う共同生活住居における生活を含む。

(イ) 補助単価 50,000円

ウ 実施年度 平成21年度から平成23年度まで

エ その他 利用者負担については、徴収は不可とする。

(3) 精神障害者等の家族に対する支援事業

ア 事業の目的

精神障害者等が地域で安心して生活するためには、本人に対する支援だけでなく、その家族に対する支援も重要であることから、お互いの悩みを共有したり、情報交換する家族同士の交流活動等に対して助成を行い、精神障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

イ 事業の内容

(ア) 補助対象経費

a 精神障害者等の家族同士の交流スペースの整備に要する経費

b 精神障害者等の家族同士が交流する催しに対する運営費

(イ) 補助単価

- a 交流スペースの整備に対する助成 1,000千円以内
- b 交流事業の運営に対する助成 500千円以内

(ウ) 補助対象者

精神障害者又はその家族への支援を実施する法人・団体等

ウ 実施年度 平成21年度から平成23年度まで

3 補助割合

定額 (10分の10)

4 その他

- (1) 事業の実施にあたって必要な事項は別に定める。
- (2) その他の国庫補助制度で対象としている事業については、補助対象外とする。

附 則 (平成21年11月5日福祉保健部長決裁)

この要綱は、平成21年11月5日から施行し、平成21年度の予算から適用する。